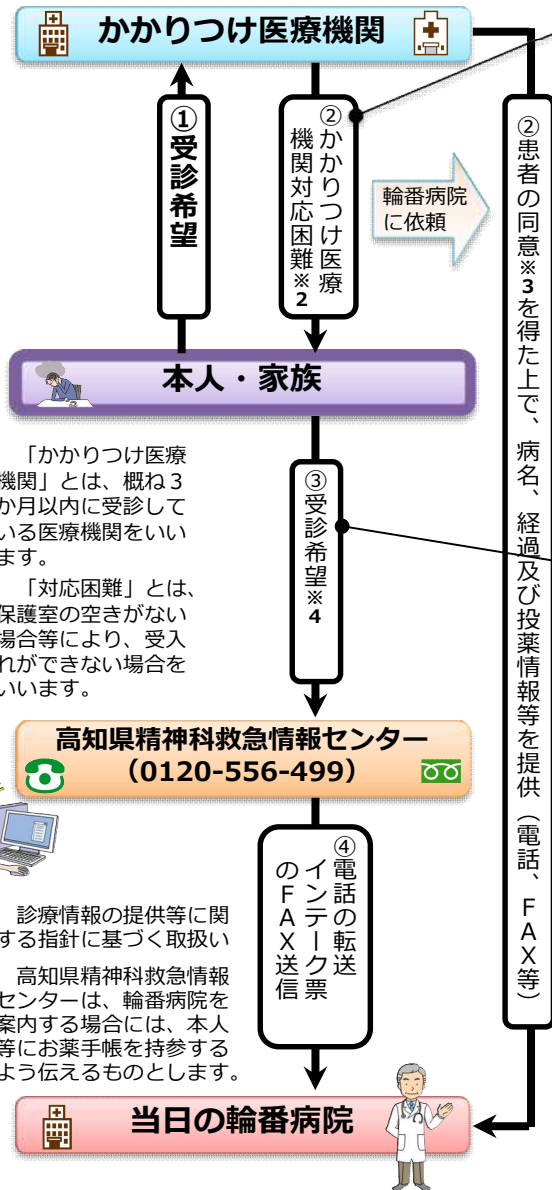


図1

かかりつけ医療機関※1 に直接連絡があった場合



②かかりつけ医療機関に直接連絡があった場合で、対応困難で受け入れできない時のかかりつけ医療機関の対応

- 輪番病院での受診の希望を確認し、希望する場合は、患者さんの同意を得て、診療情報を提供してください。
- 高知県精神科救急情報センターに連絡して次のように伝えるように、本人等に伝えてください。

本人等「かかりつけ医療機関に連絡したところ、受け入れできないので、輪番病院で受診するように言われました。」

③かかりつけ医療機関に直接連絡があった場合で、対応困難で受け入れできない場合の高知県精神科救急情報センターの対応

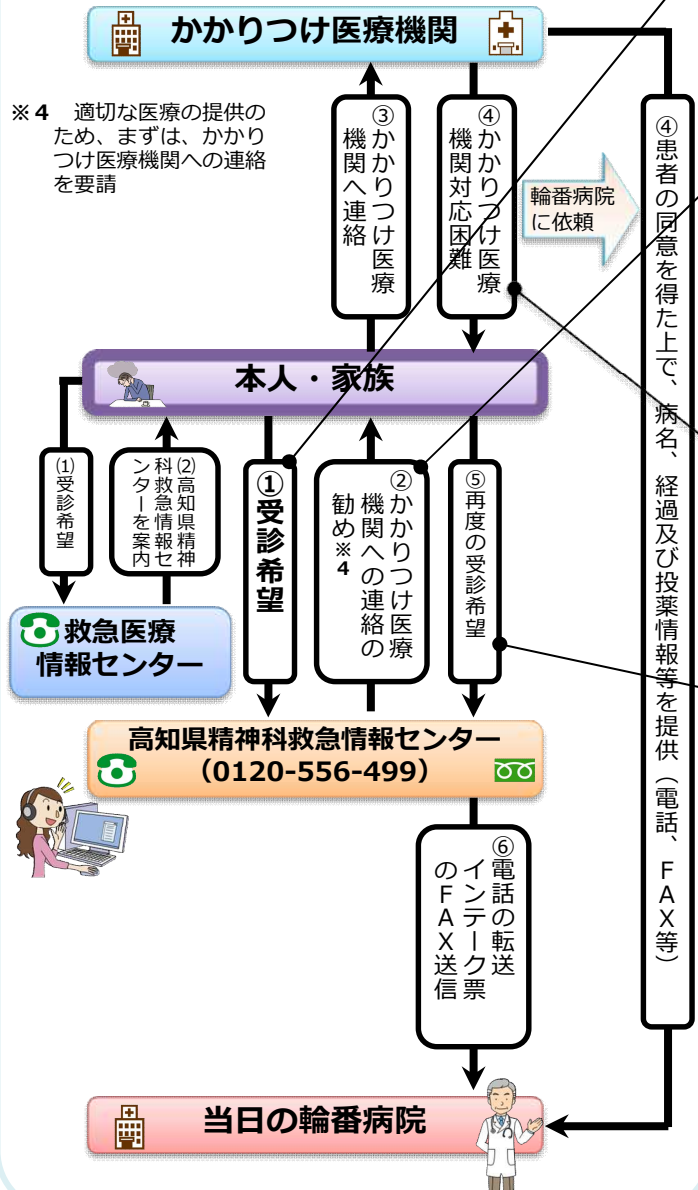
- 本人等から連絡があった場合は、かかりつけ医療機関に診療情報の提供を依頼しているかどうかを確認し、依頼済みである場合は、輪番病院に電話を転送する旨を本人等に伝えるとともに、受診する際は「保険証」及び「お薬手帳」を持参するよう伝えます。

※1 「かかりつけ医療機関」とは、概ね3か月以内に受診している医療機関をいいます。
※2 「対応困難」とは、保護室の空きがない場合等により、受け入れできない場合をいいます。

※3 診療情報の提供等に関する指針に基づく取扱い
※4 高知県精神科救急情報センターは、輪番病院を案内する場合には、本人等にお薬手帳を持参するよう伝えるものとします。

図2

高知県精神科救急情報センター に連絡があった場合



※4 適切な医療の提供のため、まずは、かかりつけ医療機関への連絡を要請

①患者さんの状態が不穏でかかりつけ医療機関とのやり取りが困難であると判断される場合
○②～⑤の段階を経ずに、⑥により輪番病院へ電話を転送します。

②高知県精神科救急情報センターの対応
○この要請の際に、かかりつけ医療機関が対応困難である場合は、輪番病院を案内することとなりますので、併せて、かかりつけ医療機関に対して、輪番病院に診療情報等の提供を依頼するよう本人等に伝えてから電話を切ります。

④かかりつけ医療機関の対応
○図1の②と同じ対応をお願いします。

⑤高知県精神科救急情報センターの対応
○かかりつけ医療機関が対応困難で本人等から再度の連絡があった場合は、かかりつけ医療機関に診療情報の提供を依頼しているかどうかを確認し、依頼ができていない場合に輪番病院に電話を転送する旨を本人等に伝えるとともに、受診する際は「保険証」及び「お薬手帳」を持参するよう伝えます。

※かかりつけ医療機関へお願い
本人等からかかりつけ医療機関に輪番病院への診療情報の提供を依頼したことが確認できないと、輪番病院に電話を繋ぐことができませんので、必ず、かかりつけ医療機関の方からも図1の②のように声かけをお願いします。

